

1. 急速に進む行政のDX、ITの利活用と深耕

日本は他国と比べてIT（情報技術）の利活用が、周回いや数周回遅れで後塵を拝しています。隣国韓国では2000年に入ってから国を挙げてIT先進国入りを目指し、各国順位では最上位にランクインしています。残念ですが、**日本は二桁の順位でまた毎年順位を下けている**のが現実です。特に行政の遅れが目立ち、コロナ感染者数の報告がFAXと電話という失態に全国民が唾然とし、先進各国から「まだFAXを使っているの?」と嘲笑気味に揶揄されたことは記憶に新しいことです。

前菅政権時代にデジタル庁の創設が決定し、担当大臣が配置されました。令和3年9月1日にデジタル庁が設置され、ようやく国も本気を出し始めたと言えるでしょう。昨年12月16日の日本経済新聞に興味深い記事が掲載されていました。見出しは「**全規制をデジタル前提に**」**「対面・書面、原則認めず**」とありました。政府は行政のデジタル化を進める為に、5つの「**デジタル原則**」を定めようとしています。**①デジタル完結・自動化、②機動的で柔軟なガバナンス、③官民連携、④相互運用性、⑤共通基盤の利用**、の5つ項目です。

当職事務所では社会保険労務士と行政書士の仕事を行っています。共に行政庁を相手として各種書類の作成や届出を行っています。社会保険労務士の仕事では雇用保険の資格取得や喪失等の申請は既に電子申請が主流となっています。それが全て電子上で処理するとなるとビジネスのやり方が変わってくる可能性があります。現時点では失業認定に関し、求職者給付（いわゆる失業手当）はハローワークに出かけて対面でしています。これもオンラインで処理することとし、対面は禁止となるようです。ITリテラシーが低い人達にとっては、悩ましいデジタルな世界・空間がもうすぐ到来します。

行政書士の世界でもデジタル化の大波が着き始めました。副所長が建設業許可の関係で土木事務所に書類を持っていった時の会話です。「申請書に申請者の押印があるが、今後は押印した書類は受け付けません」と担当官。「えっ!」というのが本音です。悪意を持った第三者が当事者に成りすまして申請等をした場合、どうなるのかと心配です。本人確認を厳密にしていくのでしょうか。電子認証や申請内容等に仮装や偽装等をしていた時、正しいという心証が得られるのでしょうか。北欧バルト海の小国エストニアは電子政府の先進国として知られています。99%の行政サービスが電子化されていると言います。エストニア人口は130万人ですが、日本の人口は1億2500万人です。大混乱にならないか心配です。杞憂となれば良いのですが…。

今や**世界的に進む電子化の波にこれ以上遅れてはならじと国も必死**になってきています。会社が**行政庁に提出する書面等の電子化は必須**となってきます。諸法令で**保存期間を定められている書類もデータ化**するよう法制化も進んでいます。ビジネスの世界で活きている会社が、**事業の仕組みのデジタル化が遅れると将来へ大きな負債を作る**かもしれません。今年を「**自社のDX元年とする**」と**思い切った声明を社内に発する必要性**がありそうです。

2. 知的関係資産の確認と構築

ここ2~3年、特に新型コロナウイルスの影響を受けた為に事業経営や働き方が大きく様変わりしました。今後は、**従来のビジネスモデルやスキル・能力では高レベルの成果を上げ続けることは厳しく**なってきました。

経営者や幹部社員だけではなく、一般社員を含む全員が意識改革を進めなければ**生き残れない時代**、それが今なのです。ほんの少し前までは、会社でのみ通用する技術や能力を網羅的に身につけることで職業人生が送れました。デジタル社会が急深耕する今、**①社外でも通用する技術等の習得と②現有能力等をより専門的かつ高度化する努力を重ねる**ことが要求されてきたのです。更には、社長ら一人だけの専門化や高度化ではダメなのです。今やAI等の最先端のデジタル技術を他者に先駆けてどのように利活用していくのかが、生き残りの為に最も重要な要求事項となってきました。デジタル領域での高度な知識と能力をもつ人財が経営者を含め社内にいるか確認してみましょう。「いない」では大問題です。

時代は準高度人財を採用し社内でじっくり育成することを許してくれません。**秘進分歩的に進化し続ける情報スキルに追いついた時点で、その知識は過去の遺産となっている可能性**もあるのです。そこで①社内での人財育成を進めると共に、**②社外人財の活用**を考えてみる必要があります。外部の極めて優秀な知的資産を有料で購入するのです。**特定の経営課題に適合した人財を活用する**のです。どれだけ多数の**優秀な外部人財と関係を構築できているのかを確認する価値**がありそうです。

3. 成年年齢が20歳から18歳へ（4月1日施行）

民法第4条に「**年齢18歳をもって、成年とする**」とあります。我が国の基本法の1つである民法が改正され順次施行されてきましたが、今年4月からは成年年齢が2歳繰り上がり18歳となります。メディアではコロナ報道にまだ大きな時間を採っていますが、この**18歳成年は事業活動に関し大きな地殻変動を促す可能性を秘めている**のです。

成年に達すれば**一人で法律行為ができる**ようになります。例えば、高額商品の購入等の法律行為に親権者等代理人の同意は必要ありません。時折、小中高生がネットでゲーム等をし多額の課金を請求され、内緒で親のカードを使って支払うという事件が報道されます。この様な事件では、全て可能とは言えませんが親が子の法律行為を取り消すことができます。消費者契約法等の保護法もあります。

4月以降は会社が商品等を販売する際、18歳未満又は以上かの年齢確認を慎重に行いましょう。価格が高い商品等の場合はなお更です。売上を上げたい為にごり押し販売をすると、**悪徳業者の汚名を着せられる可能性**もあります。18歳以上の者がこの規定を悪意を持って活用するリスクもあります。備え有れば憂いなし。**法律が施行された後の営業や契約書等の見直しをしておきたい**ものです。